

会員各位

一般社団法人 千葉県中小企業診断協会

【中小企業診断士賠償責任保険】千葉県協会一括加入方式のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。当協会の事業活動につきましては、平素より格別のお引き立てを賜り有り難く厚くお礼申し上げます。

この度、例年7月に連合会本部より募集しております「中小企業診断士賠償責任保険」の申込方法に「都道府県協会一括加入方式」が新たに導入されました。従来は各会員の皆様に個別にご加入いただいておりましたが、当協会は会員の皆様の福利厚生を充実させることを目的に本方式を採用いたします。また、本方式は加入手続の簡素化および保険料負担額の縮小が図られるため会員の皆様におかれましては是非ともご加入をご検討いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 都道府県協会一括加入方式の概要

各都道府県協会が保険加入意思のある任意の会員の保険料を取り纏め及び加入者名簿を作成の上、連合会本部に入金することで対象の会員を一括で補償する方式です。

2. 都道府県一括加入方式の補償内容および保険料

- ①補償内容は従来の個別加入方式と同様です。詳細につきましては同封のパンフレットをご参照ください。
②保険料水準は個別方式に比較して低廉となっており、各会員の保険料負担額が縮小されています。

タイプ	支払限度額		保険料
	1請求 あたり	保険期間中	中小企業診断士1名 (全ての補助者を含む)
A	500万円	1,000万円	8,160円 × 人数
B	1,000万円	2,000万円	11,570円 × 人数
C	2,000万円	4,000万円	15,660円 × 人数

当協会はタイプ「A」を採用しております。一括方式に加入する会員は全て同様のタイプになります。

(参考)【個別加入方式】

タイプ	支払限度額		保険料		
	1請求 あたり	保険期間中	中小企業診断士 1名	中小企業診断士 2名以上	補助者 1名あたり
A	500万円	1,000万円	11,890円	8,990円 × 人数	950円
B	1,000万円	2,000万円	15,420円	12,520円 × 人数	1,500円
C	2,000万円	4,000万円	18,900円	16,000円 × 人数	2,040円

3. 加入手続き

- ① 当協会の窓口担当者に「資格登録番号」「氏名」「住所」「電話番号」を漏れなくお伝えください。
- ② 他の保険契約(*1)がある場合は当協会の窓口担当者へ「引受保険会社名」「保険等の種類」「満期日」「支払限度額(保険金額)」をお知らせください。

(*1)本保険制度(専門的賠償責任保険)と重複する保険契約や共済契約をいいます

- ③ 以下の告知事項申告をご確認のうえ、「はい」に該当する場合は当協会の窓口担当者に詳細内容をお知らせ下さい。

★告知事項申告欄			
1	本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。(過去に東京海上日動と提携した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい	いいえ
2	本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、既に告知いただいたものを除きます。)	はい	いいえ
3	上記、1～2のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実の具体的な内容をお知らせください。		

※ 本連絡をもって加入意思の確認および加入受付がなされたこととなります。(申込書類提出不要)

※ 連絡は面談・電話・郵送・メールのいずれかの方式で受け付けます。

- ④ 当協会に保険料を入金ください。

千葉銀行 京成駅前支店 普通口座 口座番号 3588330 口座名義 一般社団法人千葉県中小企業診断士協会 会長 今井和夫 イッパンシャダンホウジン チバケンチュウシヨウキギョウシندانシキョウカイ カイチョウ イマイカスオ

- ④ 加入者証は保険会社より会員単位で発行しますので、各自で保管ください。
- ⑤ もし事故が起きた時は、パンフレット記載の「お問い合わせ先」にご連絡ください。保険会社が各会員と個別に対応します。(当協会を経由せずに事故対応を実施します)

⑤ その他

- ① 既に当該保険制度に加入している診断士の方は一度脱退いただき、新たに「都道府協会一括加入方式」へ移行いただくこととなります。個別加入方式の脱退は自動的に実施されるため特段の手続きは不要です。(別途、保険会社から個別加入方式の脱退に関する案内文が通知されます。)また、移行についても都道府県協会にて名簿作成しますので手続きは不要です。
- ② 「都道府県一括加入方式」にご加入する会員は従来の「個別加入方式」にはお申込みいただけません。
- ③ 自動更新ではないため毎年加入の意思確認を行います。
- ④ 保険期間中(2017年9月1日～2018年9月1日)に本制度を脱退する場合は保険料の返戻は致しませんのでご注意ください。
- ⑤ 「都道府県協会一括加入方式」を選択いただかない場合は、従来通り個別加入方式での加入が可能です。
- ⑥ 募集期間(募集〆切)は本日から6月19日(月)となるため、当協会の担当窓口には6月13日迄にご連絡のうえ、保険料をご入金ください。

以上